

# 令和8年第1回安城市議会定例会陳情文書表

令和8年2月27日

番 号	陳 情 第 1 号	受理年月日	令和8年2月10日
件 名	「庁舎内における政党機関紙勧誘行為」において東京都新宿区での対応事例に鑑み、安城市が実施した「政党機関紙に関するアンケート結果」を真摯に受け止め、市職員を心理的圧力から保護する措置を求める陳情		
提 出 者			
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>陳情の趣旨</b></p> <p>全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に東京都新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。</p> <p>この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。</p> <p>これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。</p> <p>新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。</p> <p>この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。</p> <p>また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした。</p> <p>さらに、安城市の実態調査では市議から勧誘をうけたと76人が回答し、うち心理的な圧力を感じた人は31人（40%）でした。また圧力を感じた31人のうち23人（74%）が購読に応じており、決して職員本人が望んでの購読でないことが伺えます。</p> <p>そもそも、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これまで、政党機関紙勧誘行為に関して、安城市が明確に許可をしたことがあるのでしょうか。また、市に申請があったとして、心理的圧力が伴う勧誘行為に許可を出すことができるのでしょうか。</p>		

要  
旨

安城市庁舎管理規則には次のようにあります。

(許可を必要とする行為)

第6条 何人も、庁舎等において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が、庁内の秩序維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売、宣伝勧誘その他これらに類する行為

(禁止事項)

第11条 何人も、庁舎等内においては、秩序の維持又は災害の防止のため次に掲げる行為をしてはならない。

(5) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売の行為をすること。

つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行っていただきたいです。

少なくとも「赤旗 押し売り」(産経新聞報道)とも揶揄されるような状況が起こってはならないことは、各会派の議員の皆様も同意してくださるはずで、現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、購読希望があれば、職員自らが自宅等で申し込み、支払いまでできる社会環境が整っています。安城市においては、心理的圧力を伴う勧誘行為や、意志に反する購読が根絶され、庁舎内において職員の自由意思が最大限担保されるよう、一度、議会と行政双方で明確なルールの確認をお願いします。

#### 陳情事項

- 1 政党機関紙の購読は原則として職員が自主的に申し込むものであり、購読の契約はいかなる場合も個人の意思が優先され、購読の有無による有利・不利な扱い等は一切生じないものであることを、各会派及び行政で確認してください。
- 2 購読の不可・終了等について、職員が意思表示した際には、その時点で承諾され、引き止め行為などは行わないことを、各会派及び行政で確認してください。
- 3 安城市において、議員・市職員が職員に政党機関紙購読を勧誘した結果、31人の職員が心理的圧力を感じていたことが職員アンケートで明らかになりました。今後、「庁舎における物品の販売、宣伝、勧誘禁止」(庁舎管理規則6条)を徹底すると共に、心理的圧力を伴う勧誘行為が一切起こらないことが保障されるまで、庁舎内における議員・市職員から市職員への政党機関紙勧誘を許可することがないよう行政に申し入れてください。